

京都市交通局管理規程第 2 2 号

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

京都市公営企業管理者
交通局長 西村 隆

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程

京都市交通局会計規程の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号を次のように改める。

(1) 所属 京都市交通局事務処理規程第 2 条第 1 項に規定する課（同項に規定する課を置かない室を含む。）及び京都市交通局事業所規程第 2 条に規定する事業所をいう。

第 7 条第 1 項中「管財契約係長」を「管財係長」に改める。

第 1 1 条第 4 項中「総務課長」の右に「（以下「総務課長」という。）」を、「企画総務部研修所長」の右に「，営業推進室営業推進課長」を加える。

第 1 9 条中「収納伝票」を「収入に関する書類」に改める。

第 2 9 条第 3 項ただし書中「翌日」の右に「（その日が出納取扱金融機関の休日にあたる場合は，その翌営業日）又は金銭出納員が認めた期日」を加える。

第 4 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(13) 諸会費

第 4 6 条第 1 項中「するとともに，収納伝票を作成し，金銭出納員に送付」を削る。

第 8 4 条第 4 号中「長期貸付金，」を削る。

第 9 4 条第 2 号中「企画総務部総務課長（以下「総務課長」という。）」を「総務課長」に改め，同条第 4 号中アを削り，イをアとし，ウをイとする。

第 1 3 6 条及び第 1 3 9 条中「総務課長」を「営業推進室長」に改める。

別表第1中

「

| | |
|-------------|----------------------------|
| 企画総務部総務課長 | 企画総務部総務課庶務係長 |
| | 企画総務部総務課担当係長 (運賃収入担当) |
| 企画総務部営業推進課長 | 企画総務部営業推進課営業企画係長 |
| 企画総務部職員課長 | 企画総務部職員課労務給与係長 |
| | 企画総務部職員課人事係長 |
| | 企画総務部職員課福利厚生係長 |
| 企画総務部研修所長 | 企画総務部研修所担当係長 |

」

を

「

| | |
|-------------|------------------|
| 企画総務部総務課長 | 企画総務部総務課庶務係長 |
| 企画総務部職員課長 | 企画総務部職員課労務係長 |
| | 企画総務部職員課人事係長 |
| | 企画総務部職員課給与安全衛生係長 |
| 企画総務部研修所長 | 企画総務部研修所担当係長 |
| 営業推進室営業推進課長 | 営業推進室企画推進係長 |
| | 営業推進室運賃収入係長 |

」

に改める。

別表第2中

「

| | |
|-------------|------------------|
| 企画総務部総務課長 | 企画総務部総務課庶務係長 |
| 企画総務部営業推進課長 | 企画総務部営業推進課営業企画係長 |
| 企画総務部職員課長 | 企画総務部職員課労務給与係長 |
| 企画総務部研修所長 | 企画総務部研修所担当係長 |

」

を

「

| | |
|-------------|--------------|
| 企画総務部総務課長 | 企画総務部総務課庶務係長 |
| 企画総務部職員課長 | 企画総務部職員課労務係長 |
| 企画総務部研修所長 | 企画総務部研修所担当係長 |
| 営業推進室営業推進課長 | 営業推進室企画推進係長 |

」

に改める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部財務課)